

# 訴 状

平成29年7月21日

岡山地方裁判所  
民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 光 成 卓 明  
同 東 隆 司

## 当事者の表示

〒700-0933 岡山市北区奥田1丁目11番20号  
原 告 特定非営利活動法人  
市民オンブズマンおかやま  
代表者理事 光 成 卓 明  
〒700-0816 岡山市北区富田町1丁目3番15号  
上記訴訟代理人弁護士 グランデール2階（送達場所）  
光 成 卓 明  
TEL 086-224-2809  
FAX 086-224-2819  
〒700-0817 岡山市北区弓之町17番13号 リヴァン弓之町1階  
上記訴訟代理人弁護士 東 隆 司  
TEL 086-222-4113  
FAX 086-222-4116  
〒700-8544 岡山市北区大供1丁目1番1号  
被 告 岡山市長 大森雅夫

不当利得返還請求の訴  
訴訟物の価額 算定不能  
貼用印紙額 13,000円

## 請求の趣旨

1 被告は、別紙「相手方及び請求金額一覧表」の「相手方」欄記載の各相手方に対し、それぞれ、別紙「相手方及び請求金額一覧表」の「請求金額」欄

記載の各金員と、これに対する平成 28 年 5 月 1 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を、岡山市に支払うよう請求せよ。

2 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

## 請 求 の 原 因

### I 当事者等

原告は岡山市に所在する特定非営利活動法人である。

別紙「相手方及び請求金額一覧表」の「相手方」欄記載の各相手方は、いずれも、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における、岡山市議会における会派である。

### II 岡山市議会政務活動費の支出根拠等

- i 岡山市議会の政務活動費は、地方自治法第 100 条第 14、15 項、及びこれに基づき制定された「岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例」（以下「条例」という）に基づいて支給される。
- ii 地方自治法第 100 条第 14 項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として・・・政務活動費を交付することができる」と定めている。
- iii 「条例」はこれに基づき、第 1 条で政務活動費が「岡山市議会議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部」として交付されるものであること、第 5 条で「政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動（政務活動）に要する経費に対して交付する」こと、第 8 条で会派が「その年度において第 5 条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額」を控除して残余があるときは市に返還すべきことを、それぞれ定めている。また第 5 条第 2 項の別表では、「調査研究費」「研修費」「広報費」「広聴費」「要請・陳情活動費」「会議費」「資料作成費」「資料購入費」「人件費」「事務所費」の 10 種類の使途費目を定め、各費目で支出できる経費の種類を定めている。
- iv 従って、岡山市議会の政務活動費は、「その年度において」支出された、「調査研究その他の活動に資する」ため「必要な」「経費」に限って、支

出が認められる。

### III 岡山市議会の平成 27 年度政務活動費の交付と精算

岡山市は、前記「条例」に基づき、平成 27 年度政務活動費として、相手方方に金員を交付し、相手方らは、いずれも平成 28 年 4 月 30 日までに、平成 27 年度政務活動費の収支報告をし、残余金を岡山市に返還した。

なお、①おかやま創政会は平成 29 年 4 月 25 日までに金 11,490 円を、②ネクスト岡山は平成 29 年 6 月 15 日金 52,002 円を、③市民の党「自由と責任」は同月 8 日金 22,080 円を、それぞれ追加して岡山市に返還した。

### IV 政務活動費の性質と支出の査定

#### 1 市議会議員の政治活動と按分支出

市議会議員の活動は、政務活動費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務活動」と「政務活動以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務活動」にかかる、条例別表に定める使途基準に該当するものについてのみ、政務活動費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば「市政報告」には一般に、市政についての広報・広聴の要素があると同時に、後援会活動、選挙準備活動の要素もある。

政務活動費は一種の補助金なので、政務活動のためにだけ支出することが許される。従って、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできない。種々の要素が混在する活動の場合には、一定割合で按分して支出することだけが許される。

従って、個々の議員の一つ一つの活動について「政務活動」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

- i 当該支出にかかる活動の全体が、会派または所属市議会議員の「政務活動」にかかる支出（「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」）として適正と判断されるものは、全額認め、
- ii 当該支出にかかる活動の全体が、「私的活動」または「政務活動以外の政治活動」にかかる支出と判断されるものは、全額認めず、
- iii 当該支出にかかる活動の全体が、i、ii のいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認め、それ以外のものについては按分率 50% で認める

べきである。

## 2 会派の説明義務と説明不十分な支出

会派は、自らのした政務活動費の支出が、「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」であることについて、市及び市民に対して説明する義務を負うものと解される。「条例」が、第7条第1項で会派は収支報告書に領収書等の証拠書類を添付して議長に提出すべきこと、第8条で何人も議長に対し収支報告書・証拠書類の閲覧又は写しの交付を請求できることを定めていることは、会派にその説明義務を全うさせる趣旨の規定であると解される。

従って、会派が提出した説明及び証拠が、支出が「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」に該当することを認めるに足りないときは、その支出は適正なものと認められない。

## 3 査定の結果

上記の一般基準に基づき、岡山市議会の各会派が平成27年度の政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書類に基づいて、政務活動費からの支弁が認められるかどうかについて個別に判断した結果、別紙会派別査定表記載の支出は、適正なものと認められない。その理由は、以下のとおりである。

### i 新風会広報費

ア 森田議員の整理番号15のホームページレンタル料は、政務活動以外にも利用される性質の支出なので、按分率50%で按分した金額を超える支出は適正な支出と認められない。

イ 森田議員の整理番号57、難波議員の同58、吉本議員の同59の各封筒印刷代金は、政務活動以外にも利用される性質の支出なので、按分率50%で按分した金額を超える支出は適正な支出と認められない。

### ii 自由民主党岡山市議団

#### ア 調査研究費

い 松島議員の整理番号2・16・1004・1009・1018・1046・1166・1188・1206・1298、および鷹取議員の同13・1003・1026・1070・1089の各ガソリン代のうちのレギュラーガソリン購入費用は、各議員が通常購入しているもの（ハイオクタンガソリン）と異なる油種のものの購入なので、適正な支出と認められない。

ろ 和気議員の整理番号344～348の自動車リース料は、実質的に自動車の購入代金に等しいので、適正な支出と認められない。

は 松島議員の整理番号1054・1077・1108・1140・1173・1200・1128・1248・1276・1308のタブレット代金は、同議員が同時に2台のタブレ

ットの代金を支出しているうちの2台目の代金なので、適正な支出と認められない。

#### イ 研修費

い 三木議員の整理番号 270、和気議員の整理番号 271、千間議員の整理番号 272、浦上議員の整理番号 1009、鷹取議員の整理番号 1010、小川議員の整理番号 1011、東原議員の整理番号 1012、二嶋議員の整理番号 1013 の各旅費（いずれも岡山市・新竹市友好都市議員連盟訪問団旅費）、難波議員の整理番号 269、磯谷議員の整理番号 1005、小川議員の整理番号 1006、赤木議員の整理番号 1007、柳井議員の整理番号 1008 の各旅費（いずれも岡山市・富川市友好都市議員連盟訪問団旅費）浦上議員の整理番号 1031、田口議員の整理番号 1032、鷹取議員の整理番号 1033、小川議員の整理番号 1034、赤木議員の整理番号 1035、川本議員の整理番号 1036 の各旅費（いずれもニンビン市訪問旅費）は、いずれも儀礼と観光を目的とする旅行なので、適正な支出と認められない。

ろ 宮武議員の整理番号 1002、田口議員の整理番号 1003、成本議員の整理番号 1023・1024、藤原議員の整理番号 1025・1026 の各交通費・宿泊代は、旅行の目的が明らかでないので、適正な支出と認められない。

#### ウ 広報費

い 川本議員の整理番号 1、1003、1006、1008、1017、1028、1033、1035 の支出は、いずれもホームページ管理料・CMS利用料であるところ、政務活動以外にも利用される性質の支出なので、按分率 50% で按分した金額を超える支出は適正な支出と認められない。

ろ 和気議員の整理番号 273、二嶋議員の整理番号 1010、1012、1047、1049、川本議員の整理番号 1013、1021、1029、1074、1076、松田議員の整理番号 1023、1085、東原議員の整理番号 1036、磯谷議員の整理番号 1056、1079、藤原議員の整理番号 1061、1067 の各支出は、いずれも封筒印刷代金ないしラベル・タックシールの購入代金であるところ、政務活動以外にも利用される性質の支出なので、按分率 50% で按分した金額を超える支出は適正な支出と認められない。

は 三木議員の整理番号 641 の支出は、切手の購入代金であるところ、政務活動以外にも利用される性質の支出なので、按分率 50% で按分した金額を超える支出は適正な支出と認められない。

に 山田議員の整理番号 1002 の支出は、「拡声器一式」の購入代金であるところ、政務活動に使用することを証する資料が添付されていないので、適正な支出と認められない。

ほ 藤原議員の整理番号 1066 の支出は、インクの購入代金であるところ、政務活動以外にも利用される性質の支出なので、按分率 50% で按分し

た金額を超える支出は適正な支出と認められない。

ヘ 和氣議員の整理番号 277、350、547 の支出は、いずれも数千円の菓子の購入代金であり、高額でかつ使途も不明瞭なので、適正な支出と認められない。

#### エ 事務所費

松島議員の整理番号 5、鷹取議員の整理番号 1076、1139、1210、1241、1275、1350 の各支出は、いずれもケーブルテレビ視聴料であるが、政務活動との関連が定かでないので、適正な支出と認められない。

### iii 公明党岡山市議団

#### ア 広報費

い 則武議員の整理番号 301、373、420、磯野議員の整理番号 419、竹之内議員の整理番号 422 の各支出は、いずれも封筒印刷代金ないしラベル・タックシールの購入代金であるところ、政務活動以外にも利用される性質の支出なので、按分率 50% で按分した金額を超える支出は適正な支出と認められない。

ろ 則武議員の整理番号 302、495、竹之内議員の整理番号 421 の各支出は、いずれもテープのり等の文具の購入代金であるところ、政務活動以外にも利用される性質の支出なので、按分率 50% で按分した金額を超える支出は適正な支出と認められない。

#### イ 資料作成費

竹之内議員の整理番号 133 の支出は、パソコン用アダプタの購入代金であり、政務活動以外にも利用される性質の支出なので、按分率 50% で按分した金額を超える支出は適正な支出と認められない。

### iv 市民ネット

#### ア 調査研究費

い 鬼木議員の整理番号 4 の支出は、議員自身が代表を務める政治団体に対する会費なので、適正な支出と認められない。

ろ 羽場議員の整理番号 49（岡山市・富川市友好都市議員連盟訪問団旅費）、84（ニンビン市訪問旅費）の各支出は、いずれも儀礼と観光を目的とする旅行なので、適正な支出と認められない。

#### イ 研修費

鬼木議員の整理番号 10、11 の支出は、議員自身が代表を務める政治団体が主催する催しの費用の支出なので、適正な支出と認められない。

#### ウ 広報費

い 羽場議員の整理番号 1、高橋議員の整理番号 3 の各支出は、いずれも封筒印刷代金であるところ、政務活動以外にも利用される性質の支出なので、按分率 50% で按分した金額を超える支出は適正な支出と認

められない。

ろ 羽場議員の整理番号 2 の支出は、紙の購入代金であり、政務活動以外にも利用される性質の支出なので、按分率 50% で按分した金額を超える支出は適正な支出と認められない。

は 鬼木議員の整理番号 15、32、55 の各支出は、You Tube 公開用の「議会報告」映像作成費用であり、政務活動以外の目的が混在するので、按分率 50% で按分した金額を超える支出は適正な支出と認められない。

#### v おかげやま創政会

##### ア 調査研究費

柳迫議員の整理番号 63 (岡山市・新竹市友好都市議員連盟訪問団旅費)、太田議員の整理番号 62 (岡山市・富川市友好都市議員連盟訪問団旅費)、の各支出は、いずれも儀礼と観光を目的とする旅行なので、適正な支出と認められない。

##### イ 資料作成費

森山議員の整理番号 1 の支出は、作成された「討議資料」の現物が添付されていないので、適正な支出と認められない。

##### ウ 広報費

小林議員の整理番号 19 の支出は、タックシールの購入代金であり、政務活動以外にも利用される性質の支出なので、按分率 50% で按分した金額を超える支出は適正な支出と認められない。

##### エ 事務所費

い 会派の整理番号 57~66、92、96 の各支出は、議会内の会派控室用の高級飲料水の代金なので、適正な支出と認められない。

ろ 会派の整理番号 66 の支出は、議会内の会派控室内の椅子のカバーのクリーニング代金なので、適正な支出と認められない。

は 会派の整理番号 67 の支出は、議会内の会派控室用のグラスの購入代金なので、適正な支出と認められない。

に 会派の整理番号 68~72、74~78、80、81、84~87、103~106 の各支出は、コーヒー等の飲料の購入代金であり、議会内の会派控室の来客用と説明されているが、会派控室の飲料代としては異常に大量であり、政務活動と関係がないので、適正な支出と認められない。

#### vi 市民の党「自由と責任」

##### ア 調査研究費

熊代議員の整理番号 1、2 の交通費は、出張目的が不明なので、適正な支出と認められない。

##### イ 事務所費

い 熊代議員の整理番号 1 の事務所家賃は、市民の党「自由と責任」（同議員が代表者を務める地域政党である）の事務所借り上げ料とされているところ、領収書発行者は議員が副社長兼総務部長を務める会社であり、使用実態も不明なので、適正な支出と認められない。

ろ 熊代議員の整理番号 2 の支出は議会内会派控室用のコピー機購入代金とされているところ、使用実態が不明なうえ、同議員は支出の 3 か月後に公選法違反の有罪判決が上告棄却により確定して議員を失職しており、適正な支出と認められない。

は 熊代議員の整理番号 3、4、9 の各支出は、家電製品の購入費用であり、適正な支出と認められない。

#### vii 明政クラブ事務所費

会派の整理番号 5 の支出は、事務用品の購入費用であり、政務活動以外の目的が混在するので、按分率 50% で按分した金額を超える支出は適正な支出と認められない。

#### viii ネクスト岡山広報費

長井議員の整理番号 1 の支出は、選挙ないしその準備活動の目的のものなので、適正な支出と認められない。

## V 岡山市議会の平成 27 年度政務活動費の支出と不当利得

1 以上の結果、各会派が平成 27 年度の政務活動費として支出した金額のうち、別紙会派別査定表「否認額」欄に記載した支出は、「条例」第 5 条に違反しているので、別紙「相手方及び請求金額一覧表」の「請求金額」欄記載の各金額の支出は違法である。

2 「条例」第 8 条は、「市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第 5 条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還させるものとする」と定めている。

この市長の返還請求権の法的性格は、不当利得返還請求権であり、<当該会派がその年度において行った市政の調査研究に資するため必要な経費とした支出（第 5 条に規定する使途基準に従って行った支出をいう）の総額を控除して残余がある>ことを要件として返還請求権が当然に発生し、市長が正当な理由なく請求権を行使しないことは違法に財産の管理を怠る事実に該当することになる。

3 i しかるに、1記載の不適正支出金額は「条例」第5条に規定する使途基準に従つてなされた支出ではないので、その全額が「条例」第8条にいう「残余」にあたる。

ii 各会派は、政務調査費を何に支出したかについては十分に認識していたので、不当利得につき悪意の受益者である。

仮に各会派が支出当時に、当該各支出が合法だと解釈していたとしても、「利得に法律上の原因がないことの認識」の内容としては、「どのような費用を支出したか」についての認識をもって足り、その支出が違法であるとの認識まで必要とされないと解するべきものである。（同旨、広島高岡山支判H21.2.26）

4 よって、岡山市長が各会派に対して前記の政務活動費の残余金の返還を請求しないことは、財産の管理を違法に怠る事実に該当する。

#### 5 住民監査請求とその棄却決定

i 原告は、平成29年4月25日、本件政務活動費残余金につき岡山市監査委員に対し、返還請求を求める住民監査請求をした。

ii 岡山市監査委員は、平成29年6月22日、上記監査請求を棄却し、その通知は同日原告に到達した。

#### 6 結語

よって、地方自治法第242条の2の規定に基づき、請求の趣旨記載のとおりの判決を求めて、住民訴訟に及ぶ。

#### 添付書類

1 資格証明書	1 通
2 委任状	1 通

## 相手方及び請求金額一覧表

平成27年度岡山市議会政務活動費  
(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

相手方	請求金額(円)
新風会	151,872
自由民主党岡山市議団	3,870,866
公明党岡山市議団	20,145
市民ネット	454,696
おかやま創政会	495,529
市民の党「自由と責任」	495,781
明政クラブ	2,381
ネクスト岡山	88,938
総 計	<b>5,580,208</b>